

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
公の施設の指定管理者の指定の取消し(二二七・男女共同参画課)	1
道路区域の変更及び供用開始(二二八、二二九・道路課)	1
道路の供用開始(二二〇)～(二二三・道路課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(二三三・山本地域振興局建設部)	3
公告	3
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)二件	3
土地改良区の役員の就任の届出(山本地域振興局農林部)	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)	4
教育委員会告示	4
教育委員会会議の開催(五・教育庁総務課)	4
秋田県指定文化財の指定(六、七・文化財保護室)	5

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			仁賀保矢鳥館合線	由利本荘市東由利黒淵字山岸八一番一地先から八一番三六地先まで		七・〇〇～二二・〇〇	〇・〇三八
			仁賀保矢鳥館合線	"		八・〇〇～四四・〇〇	〇・〇三八

二 供用開始の期日 平成十八年三月二十日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年三月二十日から同年四月三日まで

内水面漁場管理委員会指示
コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持出し及び移植ならびに放流等に係る指示
(一).....5

告 示

秋田県告示第二百十七号
秋田県中央男女共同参画センターの指定管理者から指定の辞退の申出があったことにより、その指定を次のとおり取り消したので、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第八條の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 住所及び名称
秋田市中通二丁目三番八号
財団法人秋田県婦人会館

二 指定取消年月日
平成十八年三月八日

秋田県告示第二百十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百五号	大仙市大曲西根字大嶋東六五〇番一地先から和合字田中一七一番まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年三月二十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年三月二十日から同年四月三日まで

秋田県告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称

能代市

二 都市計画事業の種類及び名称

能代都市計画下水道事業 能代市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十四年四月七日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和四十八年秋田県告示第五百七十九号、昭和六十一年秋田県告示第七百九十九号、平成二年秋田県告示第三百五十四号、平成八年秋田県告示第五百十六号及び平成十四年秋田県告示第二百五十六号の事業地において、能代市川反町、大町、明治町、元町、御指南町及び能代町字中川原地内の事業計画を変更する。

(二) 使用の部分

変更なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非

営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十八年三月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人心を支える会

三 代表者の氏名

佐藤 敏 雄

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市土崎港北七丁目二番六十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県在住の精神障害者に対して、地域で未来に夢を持ちながら、いきいきと輝いて生活できる社会環境づくりに関する事業を行い、精神障害者が自立し、地域で分け隔てなく生きられる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非

営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、

同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十八年三月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アート夢ネットあきた

三 代表者の氏名

千葉 文 士

四 主たる事務所の所在地

秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田四百三十番地

五 定款に記載された目的

子どもたちの笑い声はげはげ、お年寄りたちに出番があり、若者たちが地域の祭りや芸能の担い手として活躍する、そんなどこにもあった風景が消えて久しく、人と人との心通う関係が切実に求められる時代になりました。取り戻したい風景を思い描くことのできる世代が、本気になれば、お年寄りの知恵や技を学び、若者た

ちのパワーを讃え、子どもたちと共に育ちあうコミュニケーション作りができるものと確信します。高齢者には出番のあることが何よりの元気の源、子どもたちには生身の人間とのふれあいこそが生きる力、この法人は子どもたちも若者たちも豊富な人生経験を持つ高齢者も、ともに学びあい、育ちあう場づくりを積極的にすすめる、様々なイベントやワークショップの開催、学校教育の現場への専門的講師の派遣など、地域全体が元気になることをあらゆる角度から支援していくことを目的とします。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

就任監事の住所及び氏名
能代市字田子向百十五番地

大塚和雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平鹿郡沼館土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

横手市雄物川町沼館字沼館三百四十一番地	伊藤寿悦
字宮ノ目四十番地	竹内鐘悦
字八掛百五十四番地	畑山悦忠
字中島二百十二番地	児玉悦朗
字下川原二百五十三番地	柿崎直人
今宿字西ノ在家四十六番一号	佐藤十四男
字今宿八十一番地	小松田満夫
字高花六十二番三号	吉田和儀
会塚字大塚百九番地	佐藤賢一
字石塚百六十七番地	高橋功
字上大塚三番地	菊池幸一
字下野四十五番地	鈴木肇
南形字大卷十一番地	石川順市
造山字造山二番地	佐藤長之助

二 就任理事の住所及び氏名

横手市雄物川町沼館字沼館三百四十一番地	伊藤寿悦
字宮ノ目四十番地	竹内鐘悦
字八掛百五十四番地	畑山悦忠
字中島二百十二番地	児玉悦朗
字下川原二百五十三番地	柿崎直人
今宿字西ノ在家四十六番一号	佐藤十四男
字今宿八十一番地	小松田満夫
字高花六十二番三号	吉田和儀
会塚字大塚百九番地	佐藤賢一
字石塚百六十七番地	高橋功
字石塚百十六番地	菊池博
字又兵衛二百九十四番地	佐藤良一
南形字大卷十一番地	石川順市
造山字造山二番地	佐藤長之助

三 退任監事の住所及び氏名

横手市雄物川町今宿字今宿十七番地	大久保清助
沼館字沼館十八番地	秋山良雄
会塚字大塚九十八番二号	最上利治

四 就任監事の住所及び氏名

横手市雄物川町今宿字今宿十七番地	大久保清助
沼館字沼館十八番地	秋山良雄
会塚字田中三十四番一号	後藤道雄

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第五号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年三月二十日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

- 一 日時 平成十八年三月二十四日 午後四時三十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件

(二)(一) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案
教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案

(三) 秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則案

(四) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

(五) 市町村立学校職員の給与等に関する規則に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則案

(六) あきた教育新時代創成プログラム平成十八年度実施計画(案)

(七) 公立幼稚園の廃止の認可

(八) 秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則案

(九) 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案

(十) 秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則案

(十一) 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限委譲対象事務の範囲を定める規則案

(十二) 銃砲刀剣類登録審査委員の任命

(十三) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

(十四) その他

秋田県教育委員会告示第六号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(考古資料)に指定する。

平成十八年三月二十日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

名称	洲崎遺跡出土人魚木簡	員数	一点	所在地	秋田市金足嶋崎字後山五十二番地 秋田県立博物館	所有者	秋田県
----	------------	----	----	-----	----------------------------	-----	-----

秋田県教育委員会告示第七号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第二十六条第一項の規定により、次の無形の民俗文化財を秋田県指定無形民俗文化財に指定する。

平成十八年三月二十日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

名称	一日市盆踊	所在地	南秋田郡八郎潟町字一日市 一日市郷土芸術研究会
		主たる保存団体	

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ)の取扱いを次のとおり制限する。

平成十八年三月二十日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

一 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす県内の水面

二 指示の内容

(一) 持ち出しの制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水域のコイを持ち出してはならない。ただし蔓延防止のため及び公的機関が試験研究ならびに検査に供する場合はこの限りではない。

(二) 移植の制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。

(三) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(四) 遺棄の禁止

生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。

三 指示をする期間
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十七年九月九日(第七百八号)掲載の秋田県公告(土地改良区の定款変更の認可)

(原稿誤り)

二 下 六〇七 秋田県南旭生川水系土地改良区 秋田県南旭川水系土地改良区

平成十七年九月三十日(第七百十四号)掲載の秋田県公告(土地改良区の定款変更の認可)

(原稿誤り)

三 下 終りから 秋田県南旭生川水系土地改良区 秋田県南旭川水系土地改良区

二 下 一 良区

区

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄

